

男性不妊治療費の一部助成を開始します

市では、特定不妊治療（体外受精および顕微授精）を行うために必要とされる保険適用外の男性不妊治療（手術）

日から。原則、特定不妊治療費の助成と同時申請が必要です。*申請方法や助成内容など詳しくは、保健センターまたは市ホームページでご確認ください。 〇保健センター ☎978-3511



予防接種

●日本脳炎予防接種について
平成27年9月1日～19年4月1日生まれの方は、20歳になる誕生日の前日まで日本脳炎の定期予防接種を受けられます。母子健康手帳で不足回数を確認し、お受けください。

は母子健康手帳をお手元にご用意のうえ、保健センターへ申請してください。7年9月1日～10年4月1日生まれの方の第2期の予防接種は、市内実施医療機関にあります。

●麻しん風しん予防接種(2期)

平成21年4月2日～22年4月1日生まれの方は、麻しん風しん第2期予防接種の対象です。4月上旬に個別通知を発送しています。同封の予防票と母子健康手帳をお持ちのうえ、流行防止と予防のため、なるべく早めにお受けください。公費で受

けられる期間は、平成28年3月31日(木)までです。

●予防接種実施医療機関変更のお知らせ

蒲生東診療所は、今年度は定期予防接種を行っていません。

◆認知症サポーター養成講座

10月7日(水)、午後2時～3時30分 陽中央市民会館5階 〇認知症の正しい知識や認知症の方と接するときの心構えなど 〇市内在住の方50人 〇9月18日(金)までに左記へ 〇シルバー人材センター ☎967-4311



機能性ディスペプシア



越谷市医師会
南越谷たかせクリニック
☎961-5211
たかせ ひろし
高瀬 康雄

みなさんは、今までに胃の具合が悪くて病院を受診し、慢性胃炎や胃潰瘍などの診断を受けたことはありませんか？ 胃炎や胃潰瘍は、胃の粘膜の炎症や傷のために何らかの自覚症状がおきる病気で

す。臓器そのものの障がいがある原因です。しかし中には、症状はあるのに内視鏡検査などを行っても胃そのものには異常が見つからないことがあります。それは「機能性ディスペプシア」という病気です。

「機能」とは臓器や器官などの働き(運動機能)のことであり、「ディスペプシア」とは消化不良のことです。胃には3つの運動機能があります。食べ物が胃に入ると胃が広がり食べ物を貯え(貯留能)。その後、芋虫のように動く蠕動運動により、食べ物と胃液を混ぜ合わせます(攪拌能)。さらに、消化して粥状になった食べ物を十二指腸に送り出します(排出能)。このいずれかの働きに障がいが起こること「機能性ディスペプシア」を発症す

る可能性があります。よくみられる症状は、食後のもたれ感、みぞおちの痛みや焼ける感じ、食事開始後すぐお腹がいっぱいになる感じなどです。しかし、症状だけでは胃の粘膜そのものに障がいがある胃炎や胃潰瘍との区別は難しく、正しく診断するには内視鏡検査が必要です。

治療は、胃の運動機能を改善するための生活習慣の指導と薬物療法です。規則正しい生活を心がけ、ストレスをためないことが重要です。食事は、1日3食規則正しく摂取

第18回 市民と医師のシンポジウム

テーマは「超高齢社会を健康に過ごすための講座」〜明るく・楽しく・いきいきと〜

手話通訳・要約筆記あり

高齢期にかりやすい疾患の最新治療等について理解を深めていただきます。
11月1日(日)、午後1時開場、1時30分開演 陽中央市民会館劇場 〇①現状報告 〇「越谷市の高齢化の現状」越谷市福祉部介護保険課 〇②テーマ別講演「加齢黄斑変性について」帝京大学市原病院眼科元教授水野谷智さん ③「脳卒中にならないために」越谷市立病院長丸木親 ④「健康長寿の為の生活習慣病対策」東京医科歯科大学老年病内科教授下門頭太郎さん 〇332人 〇当日会場へ(午後1時から受付) 〇無料 〇越谷市医師会 ☎975-6008、市民健康課 ☎978-3511

9月はがん征圧月間です。がん検診を受診しましょう。

消防署からのお知らせ



◆応急手当講習会(普通救命Ⅲ)
9月27日(日)、午後1時30分～4時30分 陽消防本庁舎
〇主に乳児・小児に対する心肺蘇生法(AEDを含む)
〇市内在住・在勤・在学の中学生以上の方30人 〇無料
9月1日(火)～14日(月)に左記へ 〇消防署 ☎974-1103



◆危険物取扱者試験 準備講習会之種第4類
10月31日(出)・11月1日(日) 陽春日部市市民活動センター 〇一般6800円、越谷市防火安全協会会員および学生5800円。テキスト代別途
9月28日(月)～10月23日(金) 土曜・日曜日、祝日を除く)に左記へ 〇消防本部予防課 ☎974-1103
◆住宅用火災警報器を早急に設置しましょう
市では、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置を条例で義務付けています。就寝中に発生した火災を早期に検知できるよう、住宅用火災警報器は、各寝室と、煙が集まりやすくなる階段に設置するようにしましょう。
また、すでに警報器が設置してある場合は、正常に作動するかを確認するため、点検ボタンを押すなど定期点検を実施しましょう。
〈点検のポイント〉
・住宅用火災警報器にホコリが付くと、煙を感じにくくなります。油などの汚れが付いている部分は、家庭用中性洗剤を浸して、十分に絞った布で定期的に軽くふき取りましょう
・電池が切れた場合、音声でお知らせするタイプや、ピピッと短い音が一定の間隔で鳴るタイプなどがあります。電池切れの場合は、機器本体を交換するか、電池を新しいものに交換してください
・設置から10年以上経過している場合、内部の電子機器の劣化が進んでいるおそれがあるため、本体の交換をおすすめします。また、機種によっては電池の交換ができないものもありますので、説明書などで確認してください
〇消防本部予防課 ☎974-1103